

商品概要説明書

期日指定定期貯金

(平成 25 年 3 月 25 日現在)

商 品 名	・期日指定定期貯金												
ご利用いただける方	・個人のみ												
期 間	・最長 3 年 ・満期日は、この貯金の全部または一部について預入日の 1 年経過後から 3 年までの間の任意の日を指定できます。(ただし、満期日の指定をするときはその 1 か月前までに当店に通知が必要です。) ・預入時のお申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。なお、自動継続時に利息の元金組入れ後の金額が 300 万円以上となる場合は、商品が自動継続スーパー定期貯金（複利型）へ切り替わります。												
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1 円以上 300 万円未満 ・1 円単位												
払戻方法	・預入日から 1 年経過後、任意の日に貯金の全部または一部について何回でも払戻しができます。ただし、一部支払いについては、1 回あたり 1 万円以上 1 円単位となります。												
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日に一括して支払います。 ・付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算で 1 年ごとに複利計算をします。 ・20%（国税 15%、地方税 5%）※の分離課税となります。 ※平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間は、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の分離課税となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。												
手 数 料	—												
付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率） ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。												
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により 1 年ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。 <table border="0"> <tr> <td>(1) 6 か月未満</td><td>解約日における普通貯金利率</td></tr> <tr> <td>(2) 6 か月以上 1 年未満</td><td>預入時の 2 年以上利率×40%</td></tr> <tr> <td>(3) 1 年以上 1 年 6 か月未満</td><td>預入時の 2 年以上利率×50%</td></tr> <tr> <td>(4) 1 年 6 か月以上 2 年未満</td><td>預入時の 2 年以上利率×60%</td></tr> <tr> <td>(5) 2 年以上 2 年 6 か月未満</td><td>預入時の 2 年以上利率×70%</td></tr> <tr> <td>(6) 2 年 6 か月以上 3 年未満</td><td>預入時の 2 年以上利率×90%</td></tr> </table> ただし、(2) から (6) までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。	(1) 6 か月未満	解約日における普通貯金利率	(2) 6 か月以上 1 年未満	預入時の 2 年以上利率×40%	(3) 1 年以上 1 年 6 か月未満	預入時の 2 年以上利率×50%	(4) 1 年 6 か月以上 2 年未満	預入時の 2 年以上利率×60%	(5) 2 年以上 2 年 6 か月未満	預入時の 2 年以上利率×70%	(6) 2 年 6 か月以上 3 年未満	預入時の 2 年以上利率×90%
(1) 6 か月未満	解約日における普通貯金利率												
(2) 6 か月以上 1 年未満	預入時の 2 年以上利率×40%												
(3) 1 年以上 1 年 6 か月未満	預入時の 2 年以上利率×50%												
(4) 1 年 6 か月以上 2 年未満	預入時の 2 年以上利率×60%												
(5) 2 年以上 2 年 6 か月未満	預入時の 2 年以上利率×70%												
(6) 2 年 6 か月以上 3 年未満	預入時の 2 年以上利率×90%												
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。												
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店または金融推進課（電話：018-832-6617）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処												

	する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、秋田県農業協同組合中央会が設置・運営する秋田県 J A バンク相談所（電話：018－864－2030）でも、苦情等を受け付けております。 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融推進課または秋田県 J A バンク相談所にお申し出ください。 仙台弁護士会（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記秋田県 J A バンク相談所にお申し出ください。）
紛争解決措置	
その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・満期日の指定がないときは最長預入期限が満期日となります。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 新あきた